

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」における指標の状況

基本計画において、特に重要と考えられる施策の進捗状況を確認するため、6つの指標を掲げている。

令和6年度の指標の達成状況（速報値）については以下のとおり。

指標		基本計画策定時の状況 (令和4年度)	令和6年度の状況	目標 (令和10年度)	目標に向けた取組
①	女性相談支援センターが行う個別ケース検討会議に本人が参加する割合	(令和6年度以降集計)	令和6年4月～12月 68回開催のうち本人参加62回 (91.2%) ※差引6回は、本人の意思や健康状態等のため事前に意向確認実施	増やす	本人の意思や健康状態等に留意した上で、原則本人参加であることを踏まえ、開催方法の配慮、本人不参加の場合の代弁等の工夫
②	一時保護委託先の数	7か所	10か所（令和7年1月末時点）	増やす	個々の状況に応じた多様な一時保護先の確保
③	女性相談支援センターが実施する研修に参加した女性相談支援員の数	女性相談支援センター：28人 区市、西多摩福祉事務所、支庁の女性相談支援員：207人 合計235人	229人（令和7年1月末時点）	増やす	カリキュラムを再構築、区市町村の会議等で研修内容を周知、参加を呼びかけ
④	協働する民間団体数	—	都11団体 区市町村132団体（延べ）	増やす	民間団体との協働が行われている自治体の好事例を展開
⑤	法に基づく基本計画を策定している区市町村数	—	7自治体 (今後策定予定は27自治体)	全区市町村	区市町村の会議等で計画策定を呼びかけ
⑥	支援調整会議を設置している区市町村数	—	4自治体 (今後設置予定は15自治体)	全区市町村	区市町村の会議等で支援調整会議の設置を呼びかけ

※④協働する民間団体数の都分（別紙1）は、法に基づく一時保護を委託している施設・民間シェルター等（②）を除く。

※④協働する民間団体数の区市町村分（別紙2）、⑤基本計画を策定している区市町村数（別紙3）、⑥支援調整調整会議を設置している区市町村数（別紙4）は、区市町村に調査を実施し集計したもの（令和6年10月～11月）

女性支援に関する事業において、「委託または補助をしている」「支援調整会議の構成員となっている」のいずれかの関係がある民間団体

協働の内訳	団体数
（１）委託または補助をしている	10
（２）民間団体が支援調整会議の構成員となっている	6

若年被害女性等支援事業の 5 団体については、支援調整会議の構成員にもなっているため、団体数は 11

（１）委託または補助

事業名	事業内容	団体数
若年被害女性等支援事業	性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に 10 代から 20 代の女性に対してアウトリーチ支援、自立支援、居場所の提供支援を行った場合、その経費の一部について補助。令和 5 年度から補助事業化。	5
緊急保護事業	外国人女性の緊急保護を実施する団体を補助	1
妊産婦等生活援助事業	家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等を支援するため、相談支援、生活支援、医療機関等への同行支援等を行う団体を補助。令和 6 年度新規事業。	2
夜間休日電話相談	女性から配偶者暴力等を含む様々な悩み事に関する相談に応じる相談業務対応。	1
SNSを活用した女性相談業務	LINEを活用した相談窓口。令和 6 年 11 月から導入。	1

（２）民間団体を構成員とする支援調整会議の実施

女性支援に関係する民間団体等を構成員とする支援調整会議（代表者会議）の開催により、関係機関と連携した支援の実施における課題等を共有

協働する民間団体数（区市町村）

女性支援に関する事業において、「委託または補助をしている」「協定を締結している」「支援調整会議の構成員となっている」のいずれかの関係がある民間団体について調査を実施。協働している民間団体があると回答した自治体数は48（区部22、市部26、町村0）

協働の内訳	団体数（延べ）	自治体数（実数）
委託または補助をしている、協定を締結している	110	48
民間団体が支援調整会議又は支援調整会議として活用予定の会議の構成員となっている	22	4
合計	132	48

民間団体を支援調整会議の構成員としている自治体の状況

【世田谷区】

代表者会議の前身となる会議に民間団体が入っており、個別事例の検討等も行っている。顔の見える関係を築くことができるとともに、そこで得た意見が施策の立ち上げにもつながっている。今後該当事例があれば個別ケース検討会議にも参画いただく。

【豊島区】

支援調整会議の前身の会議に民間団体が参画。「顔が見える関係」を構築し「行政と民間団体が一体となって若年女性の支援を進めていく」意識が醸成されるとともに、団体間における物資や相談ネットワークの連携、シェルター等の相互活用がさらに行われるようになった。また区の相談窓口で対象年齢外になった等の理由で支援が継続できない相談者を民間団体につなぐことで「切れ目のない相談支援」体制が進んだとともに、会議で得た意見をもとに、支援リーフレットの作成や連携した取り組みにもつながっている。

【練馬区】

配偶者暴力防止に関する会議等に緊急一時保護を委託している施設が出席している。委託事業に関することだけでなく、施設全体の現状や課題を踏まえた意見をいただけることにメリットを感じる。

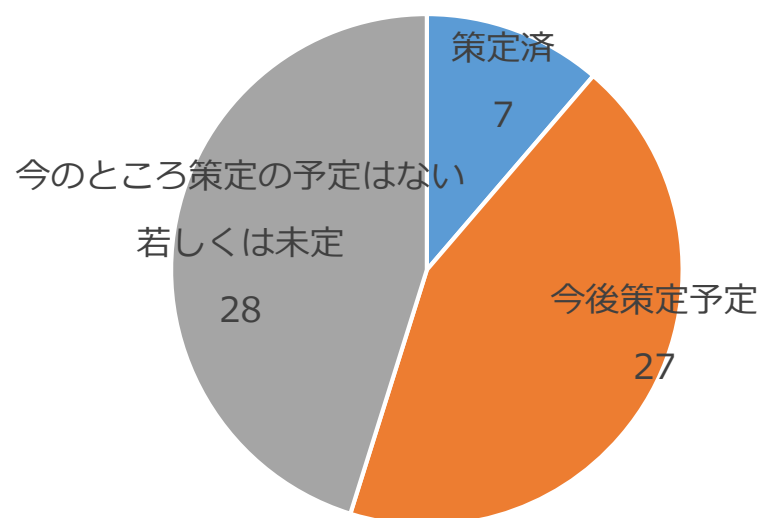
【西東京市】

女性、子供支援を行っているNPO法人を代表者会議及び実務者会議の構成員としている。NPO法人からは若年女性の支援の現場の状況や課題等を共有いただけることが、会議に入っているメリットと感じる。実際に支援を依頼した場合には、個別ケース検討会議にも入っていただきたいと考えている。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画を策定している区市町村数

基本計画を策定済、若しくは策定予定と回答した自治体が5割強。(区部で6割強、市部で7割強、町村で0)
策定が難しい理由として、「担当部署が決まっていない」「人員不足」等が挙げられた。

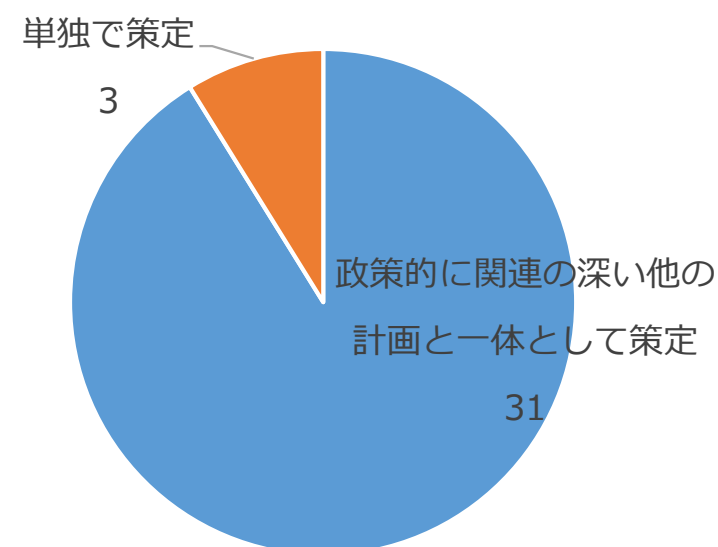
(1) 基本計画の策定予定



今後策定する時期は、令和7年度中から令和9年度の間の時期を挙げた自治体が多く、一部時期未定としている自治体もある。

(2) 基本計画の策定方法

(策定済及び今後策定予定の自治体に対して確認)

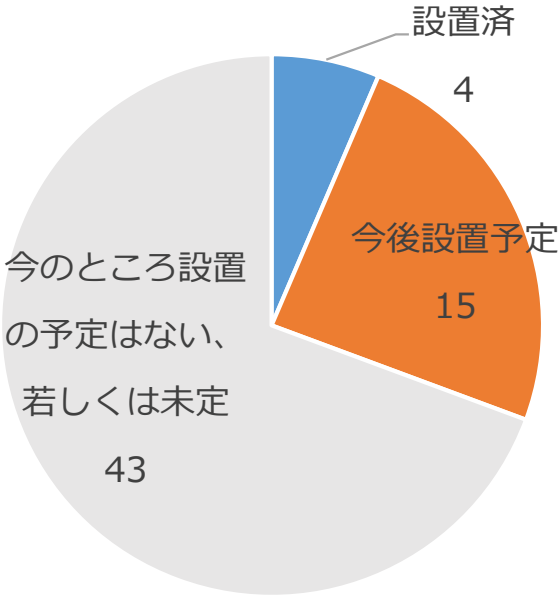


一体として策定する計画として挙げられている計画の多くは男女共同参画社会基本法に基づく区市町村男女共同参画計画

支援調整会議を設置している区市町村数

支援調整会議の設置予定がない、若しくは未定と回答した自治体が 7 割弱。(区部で 3 割、市部で 8 割、町村で 10 割)
設置が難しい理由として、「担当部署が決まっていない」「人員不足」「同様の会議が既にある」等が挙げられた。

(1) 支援調整会議の設置



今後設置予定の時期について、令和 7 年度中とした自治体が多い。

(2) 設置する会議種別及び構成機関等

会議の種別	設置（予定）自治体数	会議の構成機関・構成員
代表者会議	13	庁内関係部署、児童相談所、子供家庭支援センター、福祉事務所、公共職業安定所、保健所、社会福祉協議会、医師会、警察、弁護士、民生委員、保護司、民間団体 等 ※個別ケース検討会議は、当該ケースの関係者、本人 等
実務者会議	12	
個別ケース検討会議	14	
種別を分けずに実施	4	
未定	4	

(3) 他の会議を活用（(2)の内数）

会議の種別	他の会議を活用する自治体数	活用する会議
代表者会議	7	児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、DV防止法に基づく協議会、社会福祉法に基づく支援会議 等
実務者会議	8	
個別ケース検討会議	7	
種別を分けずに実施	2	